



千葉労働局主催

参加費無料・
要申込

令和2年6月1日施行

職場のパワーハラスメント防止対策等説明会

～改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法に関する説明会～

令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（中小企業は令和4年3月31日まで努力義務です）。

本説明会では、法案作成担当課である厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課の職員が雇用管理上の措置義務等について説明いたします。

さらに、パワーハラスメントにおける企業責任について、判例解説を交えた専門家による、説明を行います。

より働きやすい職場環境づくりとハラスメント防止対策を適正に講じるため、事業主、労務管理担当者など多数のご参加をお待ちしております。

日時 令和2年2月4日(火) 13:30～2時間程度
(受付開始12:40～)

場所 千葉市民会館 大ホール (定員950名)*裏面地図参照
千葉市中央区要町1-1 TEL 043-224-2431

内容

◆職場のパワーハラスメント防止対策等について

- ・労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策）及び指針について
- ・男女雇用機会均等法等の改正、女性活躍推進法の改正ポイントについて

★講師 厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

◆パワーハラスメントにおける企業責任について ～企業に求められる意識改革～

★千葉労働紛争調整委員会 会長 石川 知明 氏（弁護士）

<申込方法>

裏面「参加申込書 兼 受付票」にご記入の上、千葉労働局 雇用環境・均等室あて FAX又は郵送にてお申込みください。

【お問い合わせ、申し込み先】

千葉労働局雇用環境・均等室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階

TEL 043-221-2307 FAX043-221-2308

お申し込み等詳細は裏面へ

**パワーハラスメント防止対策等説明会 (2/4)
参加申込書 兼 受付票**

<申込方法>

下記にご記入の上、千葉労働局 雇用環境・均等室あてFAX又は郵送にてお申込みください。

※会場の都合により、1企業につき1名様のご参加をお願いいたします。

注意事項

①定員になり次第受付終了します。受付できなかった方のみご連絡いたします。

②申し込み後、特に連絡のない場合には、受付完了となります。

受付完了の方は、**お申し込み後の参加申込書を当日の受付票としてご持参ください。**

フリガナ		
会社名		
電話番号		
FAX番号		
参加者	所属部署	氏名

<会場へのアクセス>

千葉市民会館 大ホール (千葉市中央区要町1-1 TEL 043-224-2431)

参考: 千葉市民会館HP <http://www.f-cp.jp/shimin/access-location/access.html>



<電車の場合>

JR千葉駅東口から徒歩7分
JR東千葉駅南口から徒歩3分
京成千葉駅から徒歩10分

<千葉都市モノレールの場合>

「栄町駅」下車徒歩5分

※駐車場について

近隣の有料駐車場となります。
(駐車料金は参加者様のご負担となります)。

【お問い合わせ先等】千葉労働局雇用環境・均等室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階
TEL 043-221-2307 FAX 043-221-2308